**別表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権 | 登録補償金 | 譲受補償金 |
| 特許権  特許を受ける権利 | 20,000円に大学法人の持分を乗じた額 | 権利化・維持のために、それまでに要した必要経費相当額 |
| 実用新案権  実用新案登録を受ける権利 | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額 | 同上 |
| 意匠権  意匠登録を受ける権利 | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額 | 同上 |
| 育成者権  品種登録を受ける権利 | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額 | 同上 |
| 回路配置利用権  回路配置利用権の設定の登録を受ける権利 | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額 | 同上 |
| 著作権 | ― | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額、及び登録等それまでに要した必要経費相当額の合算額 |
| 商標権 | ― | 権利化・維持のために、それまでに要した必要経費相当額 |
| ノウハウ | ― | 10,000円に大学法人の持分を乗じた額 |

備考　著作権に関する支払事由は、著作物を有償で提供若しくは利用の許諾をしたとき、又は著作権を有償で譲渡したときとする。